

## 白河商工会議所定款の一部変更について

## 1. 定款の変更理由

「成年被後見等<sup>1</sup>の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令」<sup>2</sup>が令和元年12月13日公布されたことを受け、12月14日に改正商工会議所法、改正商工会議所法施行規則が施行された。

そのため、「会員の資格」を改訂するもの。

## 2. 変更箇所

- ・第10条第3項(1)法改正箇所、(2)表現振りの適正化、に改める。

新条文	旧条文
第1章 総則 (略)	第1章 総則 (略)
第2章 会員	第2章 会員
(会員資格)	(会員資格)
第10条 (略)	第10条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 次の各号の1に該当する者は、会員となることができない。	3 次の各号の1に該当する者は、会員となることができない。
(1) <u>心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として経済産業省令で定める者<sup>3</sup></u>	(1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u>
(2) <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u>	(2) <u>破産者で復権を得ない者</u>
(3)～(4) (略)	(3)～(4) (略)
第11条～第22条 (略)	第11条～第22条 (略)
第3章～第11章 (略)	第3章～第11章 (略)
<u>附 則</u>	
<u>(実施の時期)</u>	
<u>1 第10条第3項(会員の欠格事由)の改正規定は、令和2年5月26日から実施する。</u>	

<sup>1</sup> 成年被後見人等とは、判断能力が全くない方「後見」、判断能力が著しく不十分な方「保佐」、判断能力が不十分な方「補助」の3類型のこと。

<sup>2</sup> 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づく措置として成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号。以下、「整備法」という。)が、令和元年6月14日に公布、同年12月14日施行された。

また、整備法を受けて「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令(令和元年経済産業省令第48号。以下、「整備省令」という。)」が同年12月13日公布、同年12月14日に施行された。

整備法では、成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定等を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へと適正化を図るための措置が講じられた。整備法による改正後の商工会議所法では、会員資格について、上記のとおり規定されたもの。

<sup>3</sup> 「経済産業省令で定める者」は、整備省令による改正後の施行規則第4条の2において、「精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」と定められており、会員資格の有無については、当該規定に従って判断をすることとなる。